

議案第76号	三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例の制定について
健康増進課	三田市休日応急診療センターにおける使用料について、自費で診療を受ける者に係る単価を減額するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 なし</p> <p>【改正趣旨】  三田市休日応急診療センターの使用料（診療費）のうち、自費診療については、三田市休日応急診療センター条例第6条第2項に定めており、センター開設当初に市民病院に合わせて1点12円と定めている。しかし、市民病院は平成26年4月に保険診療の算定単価と同じく1点10円に改正しており、また、近隣他市で運営している休日応急診療所も現在1点10円としていることから、市民病院及び近隣他市の応急診療所に合わせた金額とするために条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】  自費で診療を受ける者の使用料の1点単価の変更（第6条第2項関係）</p> <p>[現行]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法により1点単価を次の各号に掲げる区分に応じて算定する。</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20円  (2) 前号の規定を適用することができない場合 12円</p> <p>[改正案]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法により1点単価を次の各号に掲げる区分に応じて算定する。</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20円  (2) 前号の規定を適用することができない場合 <u>10円</u></p> <p>【施行期日】 平成29年4月1日</p>